



# わたしは市・県民税申告が必要？ ~フローチャートでお確かめください~

令和7年1月1日は、南城市に住民登録がありましたか？

いいえ

1月1日現在に住民登録があった市町村で申告してください。

はい

令和6年中(令和6年1月から令和6年12月まで)に収入はありましたか？  
※失業保険、遺族年金、障害年金、生活保護費等非課税所得のみ方は「いいえ」へ

いいえ

次の項目に当てはまる方は申告が必要です。  
・国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入者  
・児童扶養手当、就学援助等の申請者  
・所得、課税証明書が必要な方 など  
これらに該当しない方または南城市在住の親族が扶養親族として申告している場合は申告不要です。

はい

次の項目に1つでも該当しますか？  
・税務署に令和6年分所得税の確定申告書を提出する。  
・1カ所の給与収入のみで、勤務先から南城市へ「給与支払報告書(年末調整済)」が提出されている。  
・収入は公的年金(400万円以下)のみである。

いいえ

南城市役所に市・県民税申告書を提出してください。

はい

南城市役所への市・県民税申告は不要です。  
ただし、扶養控除や社会保険料控除、医療費控除など各種控除の追加・修正がある場合は申告してください。

## 南城市で申告受付できない方

1. 株式の譲渡や配当所得があった
  2. 公共用地収用以外で不動産を売却した
  3. 公共用地収用等により所得税を納める必要がある
  4. 1,000万円を超える事業収入や不動産収入がある
  5. 消費税の申告をする
  6. 住宅借入金特別控除を初めて申告する
  7. 青色申告をする
  8. 準確定申告をする
- 上記の場合は、税務署で確定申告が必要です。

■申告会場 浦添市産業振興センター 結の街  
■お問合せ 那覇税務署 TEL 8 6 7 - 3 1 0 1

## 大事なお知らせ (申告会場に来る前の準備)

### 医療費控除を申告する方

「医療費控除明細書」添付が必須となっております。事前に作成し、持参してください。  
(※領収書は5年間保管してください)

### 事業所得を申告する方

帳簿を作成するなどして、売上や経費を計算してからお越しください。  
(領収書は科目ごとに整理してご持参お願いします)

### 年金・給与所得者の定額減税に係る確定申告について

複数の年金・給与所得から重複して定額減税を受けたことのみをもって確定申告を行う必要はありません。ただし、確定申告が必要な方や、確定申告が不要であっても還付を受けるために申告書を提出する方は、今回の確定申告にて減税後の所得税を清算(納付・還付)することになります。

### 申告書は2月上旬に発送予定

主に前年度に本市の申告会場で申告をした方へ発送します。届かない方も申告が必要な場合があります。申告書が必要な方は2月以降に市ホームページから印刷してご利用いただくか、税務課へご連絡ください。